

「(仮称)鹿児島県における洋上風力発電事業計画に係る計画段階環境配慮書」に対する環境の保全の見地からの知事意見

1 総括事項

- (1) 環境影響評価を実施するに当たっては、関係法令等を遵守するほか、鹿児島県環境基本計画及び関係市町の環境基本計画等に記載のある環境に配慮すべき事項についても十分勘案するとともに、地域住民等の意見に十分配慮すること。
- (2) 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行った上で、風力発電設備等の配置等について実現可能な事業計画を検討し、改変を想定していない範囲を除外すること。また、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。
また、配置等を決定するに当たり、環境の保全の見地から検討した経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。
- (3) 環境保全措置の検討に当たっては、複数案の比較を行い、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
また、環境への影響の回避又は十分な低減ができない場合は、風力発電設備の設置基数の削減のほか、事業計画の見直しを含めて検討すること。
- (4) 基礎を含む風力発電設備等の構造物の存在並びに工事中及び供用中の水中音の発生による海生生物への影響を含め、洋上風力発電事業の環境影響については、十分に解明されていない点があることから、本事業の実施の検討に当たって、最新の知見及び先行事例の知見の収集に努めること。
- (5) 本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と協議・調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。
また、事業計画、環境調査及び工事内容等に関する情報については、環境影響評価に係る図書をインターネットにおいて継続して閲覧できるようにすることを含め、地域住民及び関係市町に対し、積極的に情報公開及び説明を行うこと。

2 個別事項

- (1) 大気環境に対する影響
事業実施想定区域の近傍には、多数の住居等が存在しており、沿岸付近の住居等の近隣に風力発電設備等が設置される場合には、工事中及び供用時における騒音及び超低周波音による生活環境への影響が懸念されることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、生活環境への影響を回避又は低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

事業実施想定区域の近傍には、多数の住居等が存在しており、沿岸付近の住居等の近隣に風力発電設備等が設置される場合には、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念されることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、風車の影による生活環境への影響を回避又は低減すること。

(3) 水環境に対する影響

ア 風力発電設備等の設置等における造成等の施工に伴う水の濁りにより、水環境への影響が懸念されることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、適切に調査、予測及び評価を行い、水環境への影響を回避又は低減すること。

イ 風力発電設備等の設置等における海底地形の改変及び施設の存在による潮流（流向・流速）の変化により、海底や海浜等に影響が懸念されることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、適切な調査、予測及び評価を行い、海底や海浜等への影響を回避又は低減すること。

(4) 動植物に対する影響

ア 鳥類等

事業実施想定区域及びその周辺は、サシバ、アカハラダカ、ハチクマ、ウチヤマセンニュウ等の鳥類、オヒキコウモリ、ヒナコウモリなどのコウモリ類の希少な種の飛来が想定され、カンムリウミスズメ等の重要な鳥類等の生息環境となっている可能性があり、風力発電設備等への衝突事故及び移動経路の阻害等、鳥類等への影響が懸念されることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、県、関係市町及び専門家等の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、鳥類等への影響を回避又は低減すること。

なお、バードストライクやバットストライクについては、最新の知見等を踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。

イ 海生生物

事業実施想定区域及びその周辺には、環境省が選定した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」があり、藻場も分布しているほか、漁業権等が設定され、漁礁も存在することから、工事中及び供用時における水の濁り、水中音及び光等によるウミガメ、タイヘイヨウアカボウモドキや底生生物を含む海生生物への影響が懸念される。

風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、最新の知見等を収集するとともに、県、関係市町及び専門家等の意見を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、海生生物への影響を回避又は低減すること。

ウ その他

事業実施想定区域において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）及び鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成15年鹿児島県条例第11号）で指定されている種の捕獲、採取等を行う場合は、国及び県への捕獲等許可申請を行うこと。

ウミガメの捕獲等を行う場合は、鹿児島県ウミガメ保護条例（昭和63年鹿児島県条例第6号）に基づき、県へ捕獲等の許可申請を行うこと。

(5) 景観に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定された甬島国定公園や、県立自然公園条例（昭和33年鹿児島県条例第27号）に基づき指定された阿久根県立自然公園、川内川流域県立自然公園、吹上浜金峰山県立自然公園があり、これらの公園内には自然公園の利用施設計画で位置づけられている「田之尻展望所」（甬島）や「牛ノ浜景勝地」（阿久根）等の場所があることや、本計画段階環境配慮書に記載されている多数の主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これらの利用施設及び主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。

このことから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、周囲の環境と調和した景観が保全されるよう「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」に基づき、県及び関係市町との協議を実施するとともに、国（甬島国定公園の管理者）、県（阿久根県立自然公園、川内川流域県立自然公園、吹上浜金峰山県立自然公園の管理者）、関係市町及び専門家、地域住民及びその他の利用者の意見を踏まえ、主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した適切な調査、予測及び評価を行い、眺望景観への影響を回避又は低減すること。

(6) その他

ア 地球温暖化防止の観点から、工事の実施における温室効果ガスの排出削減について、検討すること。

イ 建設残土や資材等の置き場については、水環境、動物、植物及び生態系等への影響を及ぼす場合が考えられることから、水道水源の位置等に留意の上、必要に応じて水道事業者や専門家等へ意見聴取し、調査、予測及び評価を行い、影響を回避又は低減すること。

ウ 事業実施想定区域及びその周辺における海域に未固結、半固結の海底地質が分布しており、風力発電設備等の支持基盤が軟弱な底質の区域において、着床式、浮体式ともに地震による液状化や台風によって問題が発生するおそれがあるため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、海底底質に係る調査、予測及び評価を行うこと。